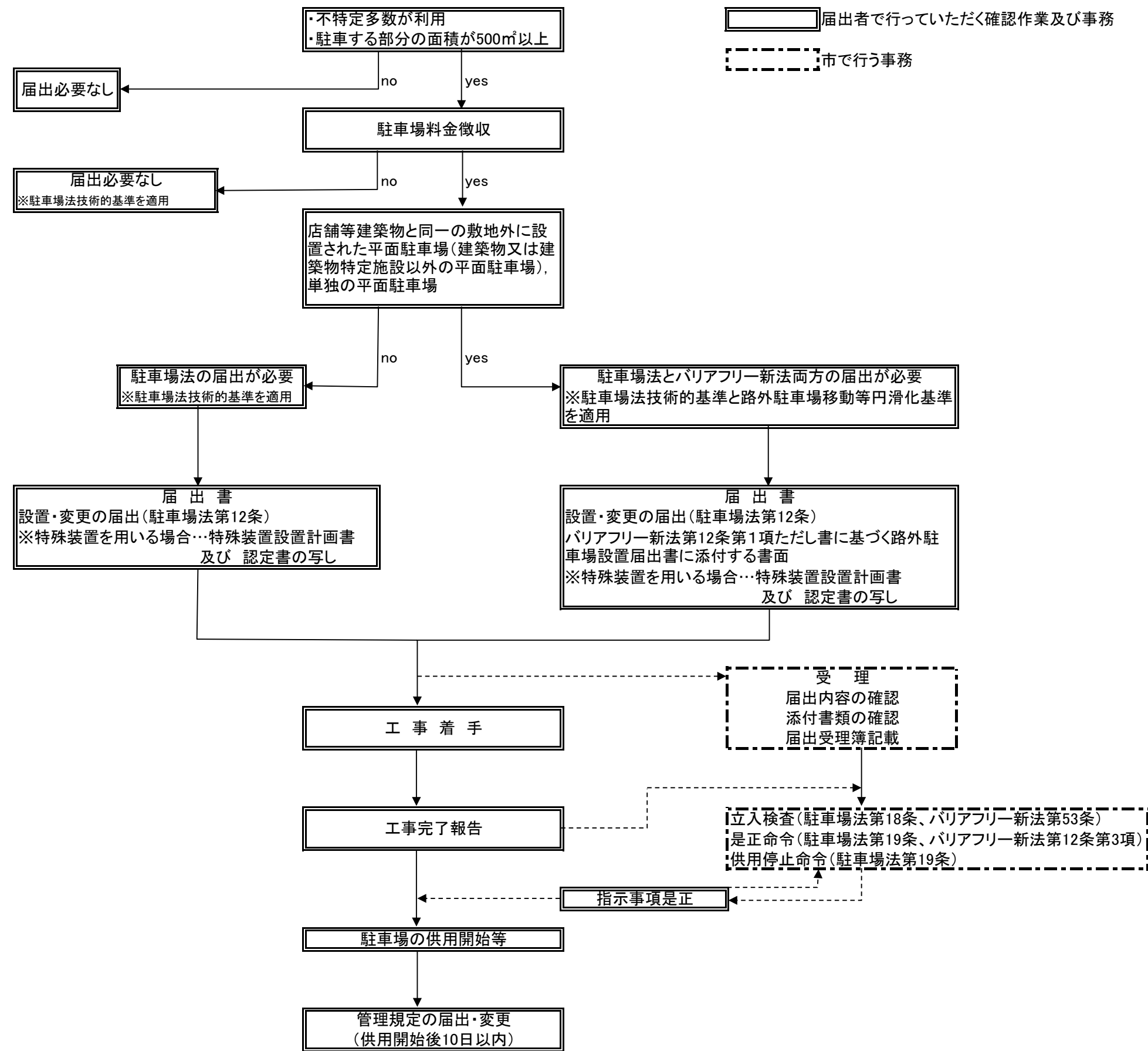


路外駐車場に関する書類等の一覧表

No.		種 類	備 考
説 明 資 料	1	路外駐車場の設置届出フロー及び技術的基準	
	2	路外駐車場 設置届出書、概要書及び面積内訳表の記載要領	
	3	路外駐車場 提出図面要領	
	4	路外駐車場 管理規程届出書の記載要領	
	5	路外駐車場管理規程例(雛型)	
届 出 様 式	6	路外駐車場 設置(変更)届出書 …様式1	
	7	路外駐車場 概要書 …様式2	
	8	面積内訳表 …様式3	
	9	駐車場出入口設置に関する警察との協議結果について …様式4	必要に応じて提出
	10	路外駐車場 バリアフリー概要書 …様式5	必要に応じて提出
	11	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条ただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添 付する書面 …様式6	必要に応じて提出
	12	特殊装置設置計画書 …様式7	必要に応じて提出
	13	路外駐車場 管理規程(変更)届出書 …様式9	
	14	路外駐車場 休止(廃止・再開)届出書 …様式10	必要に応じて提出

駐車場法及びバリアフリー新法に基づく路外駐車場の設置・変更届出フロー



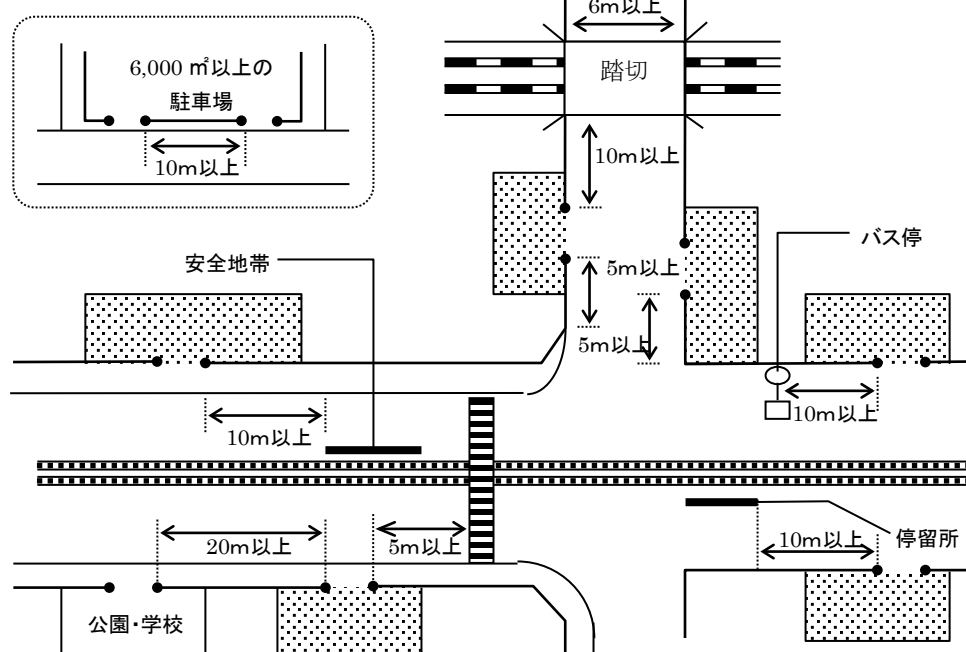
路外駐車場の技術的基準について

※印は、建築物である場合にのみ適用

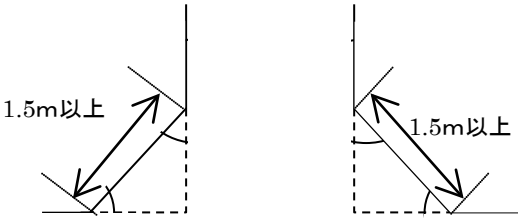
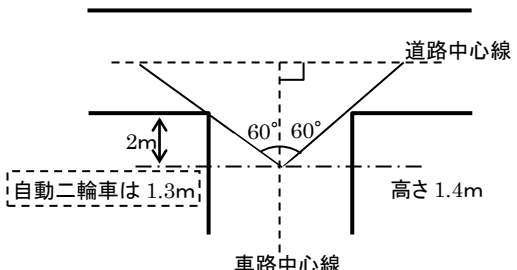
出入口の位置について

(駐車場法施行令第7条第1項第1号～第3号)

- 以下に掲げる道路又はその部分に、駐車場の出入口を設けてはならない。(注)
 - ①道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分
 - ・交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル
 - ・交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
 - ・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ前後に5m以内の部分
 - ・安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分。
 - ・乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行中に限る)
 - ・踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
 - ②横断歩道橋(地下横断歩道橋を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分
 - ③幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の道路の部分(当該出入口に接する、柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあたっては当該出入口の反対側及びその左右20m以内の道路の部分を含む)
 - ④橋
 - ⑤幅員が6m未満の道路
 - ⑥縦断勾配が10%を超える道路
- 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けること。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。
- 駐車場の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。(前面道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合には、出入及び入口の10m以上離隔に係る規制の適用外とする。)



- (注)
- ・交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の道路の部分
 - ・トンネル
 - ・橋
 - ・安全地帯の左側及びその前後の側端から 10m 以内
 - ・乗合自動車の停留所又はトロリーバスもしくは路面電車の停留場の標示柱又は標示板から 10m 以内
 - ・幅員 6m 未満の道路
- 上記のものについて、国土交通大臣が認めるものは適用しない。

出入口における隅切りの設置について (駐車場法施行令第7条第1項第4号)	● 出入口において自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りを1.5m以上とすること。 
出口付近の見通し確保のための構造について (駐車場法施行令第7条第1項第5号)	● 道路を通行する者の存在を確認できるような構造及び設備であること。 ● 出口の構造は、当該出口から2m後退し、車路の中心線上1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内で歩行者の存在が確認できるものとする。 ☆自動二輪車の場合、当該出口から1.3m後退 
車路 (駐車場法施行令第8条)	● 自動車が安全かつ円滑に走行できる車路を設けなければならない。 ● 幅員5.5m以上、一方通行の場合3.5m以上(注2)。建築物である場合は、以下についても適用する。 ☆自動二輪車の場合幅員3.5m以上、一方通行では2.25m以上 ※ はり下の高さ2.3m以上とする。 ※ 屈曲部は5m以上の内法半径で回転可能とする。(注3) ☆自動二輪車の場合、3m以上の内法半径で回転可能とする。 ※ 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。 ※ 傾斜部の路面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。
駐車部分の高さ (駐車場法施行令第9条)	※ はり下の高さは2.1m以上とする。
避難階段 (駐車場法施行令第10条)	※ 直接地上へ通ずる出入口のない階には建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設ける。
防火区画 (駐車場法施行令第11条)	※ 給油所その他火災の危険のある施設を設置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は甲種防火戸によって区画する。
換気装置 (駐車場法施行令第12条)	※ 内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上あればよい。
照明装置 (駐車場法施行令第13条)	● 冬至の日没時刻以降も営業するような場合には、必要な照度を保つ照明を設置するようにする。車路の路面で10ルクス以上、駐車部分の床面で2ルクス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける。
警報装置 (駐車場法施行令第14条)	● 自動車の出入及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける。 ● 非建築物においても前面道路が通学、通園路又は、歩行者の通行が頻繁であるような場合には、設置するようにし、黄色回転灯とする。
特殊な装置 (駐車場法施行令第15条)	● 予想しない特殊な装置を用いる場合は国土交通大臣の認定が必要。(いわゆる機械式の駐車装置で、国土交通大臣が認定しているものについては、認定番号その他を届出書に記載し、特殊装置設置計画書及び装置の認定書の写し添付する)
供用時間等の明示 (駐車場法施行令第17条)	● 利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

(注2) 一方通行の場合、駐車料金の徴収施設が設けられ、かつ歩行者の通行の用に供しない箇所は2.75m。

(注3) ターンテーブルが設けられている屈曲部は規定の適用なし。

場内整備について	● 場内の整備は、防塵を考えて砂利敷を基準とするようにする。
駐車ますの区画線の 施工方法について	● 縄張りでもよいが、自動車の走行により移動することがないようにする事とする。 ● 基本的には、利用者が駐車ますを明確に識別できるような方法を取る事とする。
駐 車 ま す の 規 格 に つ い て	● 附置義務条例を制定している市町村(松戸市該当)は、附置義務条例の規定による。
車 止 め の 設 置 に つ い て	● まず第一に安全な構造とするのが原則であり、駐車ますの背後が傾斜面になっていて危険であったり、隣地に侵入する恐れがある場合などには設置する事とする。
道路に沿った細長い 形状の駐車場の場合	● 駐車ますに駐車させるために、自動車を運転したときに、公道まで支障を及ぼすことがないように、駐車場の区域内において安全かつ円滑な車路を設けなければならない。
駐車場を設置する 前面道路等の幅員	● 路外駐車場が面する部分はもちろん、出入口が設けられている道路が交通処理の可能な交差点に接続するまでの区間を 6m以上の道路にする。

なお、特定路外駐車場については、別途「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の規定に基づき「移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(省令)」に適合しなければならない。⇒(参考)

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の規定に基づく「移動円滑化のために必要な構造及び設備に関する基準(省令)」について

路外駐車場車いす使用者用駐車施設	● 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」)を、総駐車台数に応じて以下の区分で定める数以上設け、かつ、以下の構造等に掲げるものとする。 【設置台数】 ①総駐車台数が 200 台以下の場合：総駐車台数の 2%以上の数（端数切り上げ） ②総駐車台数が 200 台を超える場合：総駐車台数の 1%に 2 を加えた数以上の数（端数切り上げ） 【構造等】 ①幅は 350cm 以上とする。 ②路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をする。 ③次条に定める「路外駐車場移動円滑化経路」の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
路外駐車場移動等円滑化経路	● 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動円滑化経路」という。)にしなければならない、かつ、以下の構造等に掲げるものとする。 ①当該路外駐車場移動円滑化経路上に段を設けない。 (ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。) ②当該路外駐車場移動円滑化経路を構成する出入口の幅は 80cm 以上とする。 ③当該路外駐車場移動円滑化経路を構成する通路は次に掲げるものとする。 イ)幅は、120cm 以上とする。 ロ)50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。 ④当該路外駐車場移動円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものとする。 イ)幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とする。 ロ)勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。 ハ)高さが 75cm を超えるもの(勾配が 1/20 を超えるものに限る。)にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設ける。 ニ)勾配が 1/12 超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

※特定路外駐車場

駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場であつて、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

ただし、以下を除く。

- 道路法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場
- 都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設
- 建築物又は建築物特定施設であるもの

路外駐車場・設置届出書、概要書及び面積内訳表の記載要領

【届出書の作成についての留意事項】

1. 書類等の作成

- (1) 2部（正・副）作成し、関係書類を添付して提出して下さい。
- (2) 書類等の大きさは、A4判を原則とします。但し、様式以外については、A3判（A4サイズに折り返す）を使用しても結構です。
- (3) 様式等に記載しきれない場合は、該当欄に『別紙のとおり』と明記して、別紙において表現して下さい。
- (4) 路外駐車場が建築物である場合
建築確認申請前に、「路外駐車場の設置届出書」の提出を行い、本市（都市計画課）と十分協議をして下さい。（駐車場法の観点から構造等の変更が生じた場合の手戻りを避ける為）
- (5) 届け出てある事項に変更が生じる場合は、変更箇所を全てを朱書きで記載し、「路外駐車場設置変更届出書」を予め届け出て下さい。

2. 数字の丸め方

面積

計算結果の数値を、小数点以下第3位切り上げ、小数点以下第2位までの数値を記載して下さい。（単位：㎡）

【設 置 届 出 書 の 記 載 方 法】

☆ 駐車場管理者の「住所」・「名称及び氏名」

(1) 管理者が個人の場合

駐車場管理者の「住所」、「氏名」を記載して下さい。

(2) 管理者が法人の場合

会社等の「所在地」、「名称」及び「代表者の氏名」を記載して下さい。

※ 「名称」に支店名等が付く場合は、『○○○・○○店』と記載し、そのの長の名前を「代表者の氏名」として記載して下さい。

※ 「代表者の氏名」の記載は、氏名の前に役職名等を付けて下さい。

（例）『店長 ○○○○』、『代表取締役社長 ○○○○』

(3) 押印について

駐車場管理者の氏名を署名(法人の場合は代表者による署名)による場合、押印は不要です。記名による場合は、押印を必要とします。(委任状についても、同様の取扱いとします。)

1. 駐 車 場 の 名 称

提出時、仮称の名称が使われている場合は、『(仮称) ○○○駐車場』と記載し、正式に名称が決定した段階に、速やかに本市(都市計画課)に報告して下さい。

2. 駐 車 場 の 位 置

駐車場設置の代表となる地番を記載して下さい。

3. 規 模

※ 該当がない項目の欄には、横棒(『 —— 』)を記載して下さい。

* 別途、「(駐車の用に供する部分の面積/各対応ますの面積及び台数/車路等の面積)」を積み上げて、「面積内訳表」を作成し、記載して下さい。

イ：駐車場の区域の面積

(1) 平面駐車場

敷地区域と同一とする。但し、自動車及び特定自動二輪車のみの駐車場以外は、この限りではありません。

(2) 立体駐車場

建物の一部である駐車場は、その駐車場を投影した部分とする。但し、供用施設、車両の出入口に供する部分は含むものとします。

ロ：駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)

● 「駐車場の用に供する部分」とは、「駐車の用に供する部分の面積」と「車路等の面積」(管理人室、共用施設等の面積を含む。)の和をいいます。

● “建築物である部分”及び“建築物でない部分”の各々の“駐車の用に供する部分の面積 (A) (C)”と“車路等の面積 (B) (D)”の総和になることを確認して下さい。

a：建築物である部分

a (A) 駐車の用に供する部分の面積

(1) 一般公共の用に供する部分

自動車のみの駐車場の場合、“四輪者専用”、特定自動二輪車のみの駐車場の場合、“特定自動二輪者専用”、自動車及び特定自動二輪車の両方に該当する駐車場の場合、“四輪者及び特定自動二輪車併用”の欄に各々の「面積」「台数」を記載して下さい。

(2) それ以外の部分

月極契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分（駐車ます）等、一般公共のために供する部分以外の部分の「面積」「台数」を記載して下さい。

a (B) 車路等の面積

駐車場の用に使する部分のうち、駐車のために供する部分（駐車ます）を除いた部分の面積を記載して下さい。

b : 建物でない部分

b (C) 駐車のために供する部分の面積

(1) 一般公共のために供する部分

自動車のみの駐車場の場合、“四輪者専用”、特定自動二輪車のみの駐車場の場合、“特定自動二輪者専用”、自動車及び特定自動二輪車の両方に該当する駐車場の場合、“四輪者及び特定自動二輪車併用”の欄に各々の「面積」「台数」を記載して下さい。

(2) それ以外の部分

月極契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分（駐車ます）等、一般公共のために供する部分以外の部分の「面積」「台数」を記載して下さい。

b (D) 車路等の面積

駐車場の用に使する部分のうち、駐車のために供する部分（駐車ます）を除いた部分の面積を記載して下さい。

(A + C) : 駐車のために供する部分の面積の合計

建築物である部分とない部分の各々の項目の和を記載して下さい。

* “建築物である部分”及び“建築物でない部分”の各々の“駐車のために供する部分の面積 (A) (C)”の和になることを確認して下さい。

4. 構造

※ 該当がない項目の欄には、『なし』と記載して下さい。

イ : 建築物である部分

以下の事項を記載する。

① 構造上の種別（木造、耐火構造等の別）（例）・『耐火構造（鉄筋コンクリート造）』

- ② 建築物の階数（例）『地下○階、地上○階建てのうち、地下○階、地上○階から○階及び屋上の部分』
- ③ 避難階段の数（例）『避難階段○ヶ所』

ロ：建築物でない部分

車路及び駐車のに供する部分（駐車ます）のみについて記載して下さい

（例）・『アスファルト舗装』 ・『車路部分のみアスファルト舗装』

5. 設 備

イ：特殊の装置

a：特殊の装置の有無

特殊の装置を用いるか否かに応じて、『有』又は『無』のいずれかを記載して下さい。

b：特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の概要

(1) 認定の番号

用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による、国土交通大臣の認定の番号を記載して下さい。

（例）『特殊駐車装置 認定 第○○号』

(2) 特殊の装置の名称等

用いる特殊の装置の「分類」「名称（商品名）」「製造者名（製作会社名）」を記載して下さい。

① 分 類 （例）・『垂直循環方式』

- ・『多層循環方式』
- ・『水平循環方式』
- ・『エレベータ方式』
- ・『エレベータ・スライド方式』
- ・『平面往復方式』
- ・『二段方式（昇降・横行・昇降旋回縦行式）』
- ・『多段方式』
- ・『自動車エレベータ方式』
- ・『方向転換装置（ターンテーブル）』

※ 各方式の装置組込み型以外は、明記して下さい。

② 名 称（商品名）

（例） ・『○○タワーパーキング』

・『〇〇カーリフト』

③ 製造者名（製作会社名）

（例） ・『〇〇〇株』

ロ：それ以外の施設

特殊の装置以外の概要を記載する。尚、該当のない場合は、『なし』と記載して下さい。

（例） ・『換気装置』
・『照明装置』
・『警報装置』
・『出庫警報装置（黄色回転灯とブザーの一体型）』
・『高さ制限警報装置』
・『排煙設備』
・『消火設備』
・『自家発電装置』

6. 附 帯 義 務 の た め の 施 設

路外駐車場の業務に付帯して行う業務のための施設の概要を記載して下さい。

- ① 駐車場内において営む有料業務で、例えば、自動車修理業務、洗車業務、カーアクセサリ一等の販売業務、軽飲食、喫茶店、等
- ② 駐輪場と併設の場合は、『(駐輪場)』と記載して下さい。
- ③ 該当のない場合は『なし』と記載して下さい。

7. 従 業 員 概 数

路外駐車場の業務に附帯して行う業務の従業員数を記載して下さい。

8. 供 用 開 始（予 定）日

予定の場合は、『 〇年〇月〇日（予定）』と記載して下さい。

【概要書の記載方法】

1. 駐車場の名称

設置届出書記載方法と同様です。

2. 駐車場の位置

設置届出書記載方法と同様です。

3. 駐車場管理者

設置届出書記載方法と同様です。

4. 設計者

5. 供用開始日

- (1) 該当する項目に印を付け、供用開始日が決まっている場合は、日付を記入します。未定の場合、正式に決定した段階に、速やかに本市（都市計画課）に報告して下さい。

6. 駐車場の種類

- (1) 該当する項目に印を付け、〔 〕内で該当しない項目を2本線で消して下さい。
- (2) 駐車場の区分
- ① 単独駐車場： 構造上明確に駐車場が分離されている駐車場（駐車場のみの設置）
 - ② 施設（店舗等）併用駐車場： 同一敷地内で設置（店舗等）に併せて設置されている。

7. 料金徴収

該当する項目に印を付けます。

8. 構造

① 構造形式

該当する項目に印を付け、〔 〕内で該当しない項目を2本線で消して下さい。

② 収納形式

該当する項目に印を付けます。

③ 建築物である部分の内訳

建物全体の階数と駐車場部分の階数を記入します。屋上部分が該当する場合、印を付けます。

9. 規 模

該当する車種の台数及び合計台数を記載してください。

10. 設 備

① 特殊装置の有無及び分類

該当する項目に印を付け、有の場合、分類を記載してください。記載方法は、設置届出書記載方法と同様です。

② 認定番号

設置届出書記載方法と同様です。

③ 特殊装置の名称

設置届出書記載方法と同様です。

11. 附帯業務施設

設置届出書記載方法と同様です。

12. 駐車場出入口設置に関する協議

該当する項目に印を付け、協議済の場合、関係機関との協議について記載して下さい。

- ・ 『松戸警察署、松戸東警察署と協議済（別紙のとおり）』
- ・ 『道路管理者（〇〇〇〇）と協議済（別紙のとおり）』



具体的な所属名を記載して下さい。

（例）

- ・ 『松戸市 道路維持課』
- ・ 『東葛飾地域整備センター』

13.備考

変更届提出の際に、変更内容が分かるコメントを記載してください。

【面 積 内 訳 表 の 記 載 方 法】

面積内訳表には各駐車ます規格に対応する「駐車ますの大きさ」「台数」及び「それらの和」を記載します。駐車ますの規格が「軽」「小型」「普通」「普通（車椅子対応）」以外で「他」に該当する場合は、具体的内容を記載してください。

路外駐車場の提出図面要領

【図面等の作成についての留意事項】

1. 図書は、2部（正・副）作成し、提出して下さい。
2. 図書は、A4又はA3サイズ（A4サイズに折り返す）を原則とします。
3. 「2.位置図（案内図）」の右下隅に、次の事項を必ず明記して下さい。
 - ① 設計者の氏名
 - ② 設計者の所属（会社名等）
 - ③ 設計者（会社）の住所
 - ④ 設計者（会社）の電話番号 *連絡先
4. 各図面の右下隅に、次の事項（タイトル）を必ず明記すること。
 - ① 駐車場の名称
 - ② 駐車場の設置箇所
 - ③ 図面の種別
 - ④ 縮 尺
 - ⑤ 図面番号 *連番とする
5. 路外駐車場の変更における図面等の作成
変更箇所が盛り込まれている図面等、全てを作成すること。
 - (1) 記載方法
 - ① 変更があったところを朱書きして下さい（寸法表示を含む）。
 - ② 各図面等の右下隅のタイトル上部付近に「変更」と朱書きして下さい。
 - (2) 変更内容が分かるコメントを記載して下さい。

【 提 出 図 面 】

1. 位 置 図 (案内図) ※S = 1/2,500 地形図推奨

- ① 当該箇所の周辺状況（土地利用）が分かると共に、松戸市内のどの位置に該当するのか明確に分かるものを作成する。
- ② 路外駐車場の位置を赤で着色し表示する。
- ③ 方位を記載する。
- ④ 路外駐車場の出入口箇所及び車両の出入方向を、矢印等で明示する。

2. 敷地に対する配置計画図【S = 1/200】

- (1) 次に掲げる項目（エリア&数量）を明確にし、敷地に対して（投影）の利用状況を把握出来るものを作成する。

- ① 敷 地

- ② 駐車場の区域

- ・ 平面駐車場： 敷地区域と同一とする。但し、自動車のみの駐車場以外は、この限りではない。
- ・ 立体駐車場： 建物の一部である駐車場は、その駐車場を投影した部分とする。但し、共用施設、車両の出入口に供する部分は含むものとする。

- ③ 建築物

- ④ 非建築物

- ⑤ 駐車の用に供する部分

- ⑥ 駐輪または駐輪場の用に供する部分

- (2) 表示方法

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・ 敷地の区域 | ⇒黄ライン |
| ・ 駐車場の区域 | ⇒青ライン |
| ・ 駐車の用に供する部分 | ⇒緑ライン |
| ・ 駐輪または駐輪場の用に供する部分 | ⇒オレンジ ライン |
| ・ その他 | ⇒指定色なし（他項目で使用した色は除く） |

※ 変更図書等の表示にしようとする為、朱及び赤色は使用しないこと。

※ 用語の説明は、『路外駐車場の提出書類（用語の定義）』を参照。

- (3) 方位を記載する。

3. 平 面 図 (配 置 図)【S = 1/200】

- (1) 入口に供する部分の平面図

*周辺道路状況を含めて描画する。

- ① 次に掲げるもののうち該当するものを記載し、出入口までの距離を明示する。

- ・交差点
- ・軌道敷
- ・安全地帯
- ・横断歩道
- ・坂の頂上付近
- ・乗合自動車の停留所
- ・横断歩道橋
- ・勾配の急な坂
- ・陸橋（陸橋の下）
- ・自転車横断帯
- ・トンネル
- ・橋
- ・踏切
- ・道路の曲がり角
- ・幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園、児童館。

② 出入口に供する、前面道路の表示*1、幅員及び縦横断勾配を明示する。

*1 表示：ペイント、道路鋲等によって路面に示された線、記号、文字

③ 自動車の出口付近の構造を確認する為、「該当出口から 2m 後退した店（基準点含む）」、「自動車の車路中心線」、「道路の中心線」、「道路を中心線に直角に向かった線」及び「この線に左右それぞれ 60° とった線」を記載する。

④ 方位を記載する。

(2) 各階平面図（配置図）

* 自動車の車室及び車路、並びに、その他主要な施設を描画する。

① 立体駐車場で、駐車施設の昇降関係（共用施設含む：エレベーター、階段等）について確認する為、駐車ますの設置がない階においても図面を作成する。

② 駐車ますを表現し寸法を表示する。

③ 計車両対応ますには『軽』、普通車対応ますには『普通車』と表示する。

※表示されていない“ます”は、『小型車対応』とみなすので、要注意。

④ 建物全体が大きく 1 枚の図面に納まらない場合（複合ビル等）は、『平面図（全体を描画）』・『配置図（駐車場を描画）』を各々作成する。

⑤ 車路を表現し、車路幅の明示、車路における屈曲部に内法半径 5m+外周円を描画する。

⑥ 方位を記載する。

4. 立面図【S = 1/200】

① 東西南北の 4 方向とする。

② 隣接する道路（幅員等も含む表現）を含めて描画する。

③ 換気開口位置、形状の確認が出来るものを作成する。

5. 断面図【S = 1/200】

① 最低、駐車場を中心に「東西断面」・「南北断面」の 2 方向を作成する。

② 隣接する道路を含めて描画する。

* 「道路境界線」・「幅員」等の寸法を表示する。

③ 梁下高さ、縦横断勾配等を明記する。

④ 梁下高さ基準に相違がある為、車路と車室の区別が出来るものを作成する。

⑤ 転落防止柵、換気開口部を表現する。

⑥ 複合ビル等の場合は、用途（店舗、駐車場、事務所、等）と明記する。

6. 換気チェック図【S = 1/200】

- ① 各階毎に作成する。
- ② 換気開口部を明記し、有効開口部に寸法を表示する。
- ③ 換気算定の対象床面エリアを「桃色」、有効開口部を「紫色」で着色する。
- ④ 換気計算を記載する（別途、換気計算書を作成してもよい）。

7. 照 度 分 布 図

- ① 各階毎に作成する。
- ② 建築物である場合、非建築物部分の駐車施設（出入り等に供する部分を含む）についても明示する。
- ③ 照明器具の設置箇所を明示する。
- ④ 照明器具の種別（蛍光灯○w×○ヶ、等）を明記する。
- ⑤ 照度の分析状況を描画する。
- ⑥ 照度基準に相違がある為、車路と車室の区別を明確にする。
- ⑦ 照度計算を記載する（別途、照度計算書を作成してもよい）。

8. 転 落 防 止 柵

対人及び対車用を明記し描画する。

9. 路面表示図及び附帯設備図

誘導線、外側線、利用者通路、駐車ます、カーブミラー、案内標識、信号、警報装置、換気装置、ターンテーブル等の設置位置を表示する。

※ 駐車ます前面にラインがなく、前面ラインに成り得る位置より前に外側線又は、歩行者通路用のラインがある場合、車の利用者がこのラインを駐車ます前面と間違える可能性がある為、この間のエリアを着色する等の対策を講じること。

※ 的確な路面表示及び誘導案内板等の設置に心掛けること。

10. 求 積 図

面積算定図及び求積表を記載する。

- (1) 「3.敷地に対する配置計画図」(1)に掲げる項目の数量の根拠となるもの。
- (2) 提出図面（設置届出書及びその添付書類、等）の記載数量の算出根拠となるもの。
 - ① 各階毎に確認出来るものとする。

11. そ の 他

- (1) 上記迄で記述した図書で、駐車施設等を表現しがたいものは、別途、図書を作成すること。

- ① 詳細図（屈曲部、傾斜部、等）
- ② その他

(2) その他、必要と思われる図書等を作成する。

① 道路確定図

路外駐車場の出入口を設置する前面道路が幹線道路（幅員 6m以上）に接するまでの区間全てについて、6m以上の道路であるか確認する為。

路外駐車場・管理規程届出書の記載要領

【届出書の作成等の留意事項】

1. 書類等の作成

- (1) 2部（正・副）作成し、関係書類等を添付して提出すること。
- (2) 書類等の大きさは、A4判とする。
- (3) 届け出である事項（管理規程含む）に変更が生じた場合は、変更箇所全てを朱書きで記載し、「路外駐車場管理規程変更届出書」及び「変更管理規程」を10日以内に届け出ること。
 - ① 変更内容が分かるコメントを、変更届出書「(5) 備考」欄に記載すること。

2. 供用時間明示

利用者の見やすい場所に、管理規程の抜粋（供用時間・駐車料金・駐車車両制限、等）を明示すること。

【届出書の記載方法】

☆ 駐車場管理者の「住所」・「名称及び氏名」

(1) 管理者が個人の場合

駐車場管理者の「住所」、「氏名」を記載し捺印する。

(2) 管理者が法人の場合

会社等の「所在地」、「名称」及び「代表者の氏名」を記載し捺印する。

※ 「名称」に支店名等が付く場合は、『○○○・○○店』と記載し、その長の名前を「代表者の氏名」として記載し捺印する。

※ 「代表者の氏名」の記載は、氏名の前に役職名等を付けること。

(例)『店長 ○○○○』、『代表取締役社長 ○○○○』

(1) 駐車場の名称

届出時に「正式名称」が決定している場合は、その名称を記載することとし、決定しない場合は「仮称名称」を記載することとする。

(例)『〇〇〇駐車場』、『(仮称) 〇〇〇駐車場』、『〇〇店 附帯駐車場』

※ 「仮称名称」で届け出た場合は、「正式名称」が決定した段階において、駐車場の名称を朱書きで記載し、「路外駐車場管理規程変更届出書」を 10 日以内に届けること。

(2) 駐 車 場 の 位 置

駐車場設置の代表となる地番を記載する。

(3) 供 用 開 始 日

- ① 『〇年〇月〇日』と記載する。
- ② 予定の場合は、『〇年〇月〇日予定』と記載する。
- ③ 変更届出の場合は、変更届出事項が発生する年月日を記載する。

(4) 管 理 規 程

- ① 『（別添のとおり）』と記載し、別紙において「路外駐車場管理規程」を作成し添付する。

駐車場管理規程例

1 名称

***駐車場

所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

(2) 名称 ****駐車場株式会社

(3) 電話 ○○○(○○○)○○○○(代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 ○○○○

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 利用(第7条―第13条)

第3章 駐車料金及び算定等(第14条―第17条)

第4章 引取りのない車両の措置(第18条―第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第22条―第26条)

第6章 雑則(第27条)

第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。
(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

- 第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。
- 2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金を計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

- 第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種 類	有 効 時 間	通用期間	料 金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1 カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

- (2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

- 第17条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

- 2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

- 第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者

に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償

の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置

(5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

路 外 駐 車 場 設 置 (変 更) 届 出 書

年 月 日

(あて先) 松 戸 市 長

駐車場管理者
住 所

名 称 及 び 氏 名

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
			小計	平方メートル (駐車台数 台)		
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
		四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台				
		小計	平方メートル (駐車台数 台)			
		車路等の面積(B)		平方メートル		
		b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台					
	小計			平方メートル (駐車台数 台)		
	それ以外の部分			四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
四輪車及び特定自動二輪車併用				平方メートル		
			四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台			
小計	平方メートル (駐車台数 台)					
車路等の面積(D)			平方メートル			

		駐車の用に供する部分の面積の合計(A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数	台
				特定自動二輪車 駐車台数	台	
			小計	平方メートル (駐車台数 台)		
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数	台
特定自動二輪車 駐車台数	台					
小計	平方メートル (駐車台数 台)					
4	構造	イ 建築物である部分				
		ロ 建築物でない部分				
5	設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無			
			b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による国土交通大臣の認定の概要	認定の番号		
				特殊の装置の名称等		
		ロ それ以外の設備				
6 附帯業務のための施設						
7 従業員概数						
8 供用開始(予定)日						

(注) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

路 外 駐 車 場 概 要 書

年 月 日

1 駐車場の名称			
2 駐車場の位置			
3 駐 車 場 管 理 者	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
	代表者の氏名		
	電 話 番 号		
4 設 計 者	名 称		
	所 在 地		
	担当者の氏名		
	電 話 番 号		
5 供 用 開 始 日		○ 年 月 日 予定 ○未定	
6 駐車場の種類		○単独駐車場〔一般公共・月極・専用〕 ○施設(店舗等)併用駐車場〔一般公共・月極・専用〕 ○その他()	
7 料金徴収：駐車場の運営		○全駐車ます有料 ○有料一部無料 ○有料一部月極	
8 構 造	①構 造 形 式	○平 面 ○立 体〔 地上のみ ・ 地下のみ ・ 地上&地下 〕	
	②収 納 形 式	○自走式 ○機械式 ○自走+機械式	
	③建築物である部分の内訳	○地上__階 地上__階から__階まで 地下__階 の建物のうち 地下__階から__階まで + ○屋上部分 ○その他()←例：タワー式等・基数等	
9 規 模		○軽自動車対応 _____台 ○車いす対応 _____台 ○小型車対応 _____台 ○その他 () _____台 ○普通車対応 _____台 ○自動二輪車 _____台 【合計_____台】	
10 特殊装置の名称等 *国土交通大臣認定書に記載と同一内容		特殊装置の有無及び分類	○無し ○有り(分類：)
		認定番号	特殊駐車装置 認定第_____号
		特殊装置の名称	
11 附 帯 業 務 施 設			
12 駐車場出入り口設置に関する協議		○協議不要 ○要協議 ○協議済	
13 備 考			

面積内訳表										No.										
建築物である部分	階数	駐 車 ま す						車路	そ の 他				計							
		種類	(長さ)	×	(幅)	×	(台数)		計	管理入室	共用施設:エレベーター・階段	車両昇降施設		その他						
	階	軽	m	×	m	×	台	=	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
			m	×	m	×	台	=	m ²											
			m	×	m	×	台	=	m ²											
		小型	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
			m	×	m	×	台	=	m ²											
			m	×	m	×	台	=	m ²											
		普通	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
			m	×	m	×	台	=	m ²											
m			×	m	×	台	=	m ²												
他		m	×	m	×	台	=	m ²	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
階	軽	m	×	m	×	台	=	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²						
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
	小型	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
	普通	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
	他	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
階	軽	m	×	m	×	台	=	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²						
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
	小型	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
	普通	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
	他	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
小 計							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²								
建築物でない部分	軽	m	×	m	×	台	=	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²						
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
	小型	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²		
		m	×	m	×	台	=	m ²												
		m	×	m	×	台	=	m ²												
	普通	m	×	m	×	台	=	m ²							m ²	m ²	m ²	m ²		
		m	×	m	×	台	=	m ²												
m		×	m	×	台	=	m ²													
他	m	×	m	×	台	=	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²									
合 計							m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²								

(あて先) 松 戸 市 長

住 所

名称及び氏名

駐車場出入口設置に関する警察との協議結果について

当該駐車場出入口設置に伴い、駐車場法施行令第7条にいう「道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分」に該当するか否かに関する等、所轄警察署との協議結果は、以下のとおりです。

記

1. 駐車場の名称：
2. 駐車場の位置：
3. 位置図及び周辺状況図： 別 添 の と お り
4. 協 議 案 内
 - (1) 日 時： 年 月 日 (午前・午後 時 分頃)
 - (2) 協議場所： 警察署
 - (3) 協議者名
 - ① 警 察： 警察署の 課 さん
 - ② 当事者：
 - (4) 協議の内容及び結果

路外駐車場 バリアフリー概要書

年 月 日

駐車場の名称：

車いす使用者用マス有無		有 ・ 無	
有 の 場 合	マスの大きさ	有 の 場 合	m × m
	マスの数		箇所
	車いす使用者用駐車施設における屋根・庇の有無（マス）		箇所
	車いす使用者用駐車施設における屋根・庇の有無（車路）		箇所
	車いす使用者用駐車施設における車高制限		m
	一般車駐車部分について、異なる車高制限を設けている場合の車高制限		m
	車高制限を超える車への対応		・ 他の区画に誘導 ・ 提携施設へ案内 ・ その他（ ）
路外駐車場移動等円滑化経路の設置の有無		有 ・ 無 その他（ ）	
車椅子使用者に配慮した精算機の有無		有 ・ 無	
有 の 場 合	トラブル時（精算機の不具合等）の対応手段	有 の 場 合	・ 音声(インターホン、電話) ・ 音声以外の通信手段（カメラ・文字送信等） ・ 聴覚障害者であることがわかる呼び出しボタンあり（フラッシュ等の設置含む） ・ その他（ ）
	（上記で「音声」とした場合） トラブル時の聴覚障害者への対応		・ 管理人が直接対応 ・ その他（ ）
障害者割引の有無		有 ・ 無	
有 の 場 合	障害者割引の内容（割引率等）	有 の 場 合	%
	障害者割引の実施方法		・ 障害者手帳を管理人に提示 ・ 障害者手帳をカメラに提示 ・ その他（ ）
適正利用（対象者以外が利用しないようにする措置）を促す取組の有無		有 ・ 無	
有 の 場 合	適正利用（対象者以外が利用しないようにする措置）を促す取組の内容	有 の 場 合	・ 注意喚起の掲示 ・ 声かけ実施 ・ その他（ ）

様式 6

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条ただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

移動円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者駐車施設 台			
	路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊装置の有無		
		ロ 特殊装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
		b 特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場設置変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

様式7

特殊装置設置計画書

年 月 日

(あて先) 松戸市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。

設置予定日に変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。

複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。

認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

路外駐車場管理規程（変更）届出書

年 月 日

（あて先） 松 戸 市 長

駐 車 場 管 理 者

住 所

名 称 及 び 氏 名

駐車場法第 13 条の規定(第 1 項・第 4 項)により、別添のとおり管理
規程を(定め・変更し)たので届け出ます。

(1) 駐車場の名称 :

(2) 駐車場の位置 :

(3) 供用開始日 : 年 月 日

(4) 管 理 規 程 : (別添のとおり)

(5) 備 考

＜管理規程に定めるべき事項＞

1. 路外駐車場の名称(駐車場法第13条第2項第1号)
2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)(駐車場法第13条第2項第2号)
3. 路外駐車場の供用時間に関する事項(駐車場法第13条第2項第3号)
休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻。(駐車場法施行規則第2条第1項)
4. 駐車料金に関する事項(駐車場法第13条第2項第4号)
駐車料金の額は上限額をもって定めねばならない。(駐車場法施行規則第2条第2項)
また、額の基準は
(1) 適正な原価を償い、適正な利潤を含む額をこえないこと。
(2) 利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと。
(3) 利用する者の負担能力をこえるおそれのない額であること。
(駐車場法施行令第16条)
5. 路外駐車場の供用契約に関する事項(駐車場法第13条第2項第5号)
路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。(駐車場法施行規則第2条第3項)
6. その他(駐車場法第13条第2項第6号)
(1) 路外駐車場の構造上駐車することの出来ない自動車
(2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要
(駐車場法施行規則第3条)
7. 管理規程の変更(駐車場法第13条第4項)
管理規程に定めた事項を変更したときは、10日以内に、市長に届出なければならない。

路外駐車場休止（廃止・再開）届出書

年 月 日

（あて先） 松戸市長

駐車場管理者

住 所

名称及び氏名

駐車場法第14条の規定により、駐車場の全部（一部）を次のとおり休止（廃止・再開）しましたので届け出ます。

(1) 駐車場の名称 :

(2) 駐車場の位置 :

(3) 管理者

氏名又は名称 :

住所又は所在地 :

代表者の氏名 :

(4) 休止期間 : 年 月 日から
年 月 日まで（予定）

(5) 廃止期日 : 年 月 日

(6) 再開期日 : 年 月 日